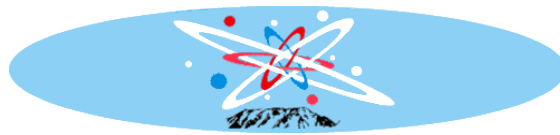


# 富山みらいロータリークラブ

WEEKLY REPORT



人類に  
奉仕する  
ロータリー



国際ロータリー第 2610 地区

2017. 5. 16 発行

No. 40

創立 1997. 6. 4

承認 1997. 6. 18

2016-2017年度 RIテーマ “ Rotary Serving Humanity ”

～ 人類に奉仕するロータリー ～

## 第938回 例会の記録

2017年 5月 9日(火) 例会場 富山第一ホテル 13階ルミエール

司 会 布目 副SAA

開 会 点 鐘 西尾会長

ソ ン グ 「君が代」「奉仕の理想」

四つのテスト唱和 西尾会長

ゲスト紹介 国際青少年交換学生

モライア・ニコル・ヘアストン さん

ビジター紹介 中尾 哲雄 特別代表(富山西)

会 長 挨拶 西尾会長

皆 出席表彰

翠田会員(9年) 水上会員(7年) 西尾会長(4年) 林清滋会員(2年)



モライアさん(左)と  
中尾特別代表よりご挨拶



誕 生 日 祝

松波孝之会員(5月15日)

伊勢会員夫人(5月12日) 山田直毅会員夫人(5月14日)

結 婚 記 念 日 祝

洞口会員(5月10日) 森本会員(5月15日)

出 席 報 告

【総員数：81名】

※( )内はメーキャップ人数

当 日 ( 5月 9日 )	59 ( 1 ) / 81	出席率 72.84%
前々回 ( 4月18日 )	64 ( 10 ) / 81	出席率 79.01%

幹 事 報 告

吉田大介 幹事

・本日創立20周年実行委員会組織図と記念式典および祝賀会のスケジュール案をお配りしておりますので、再度ご確認くださいようお願いいたします。また昨日、記念式典および祝賀会に伴う行事協力についてご案内いたしました。詳細が決まっていない行事もありますが、皆様のご協力をお願いいたします。なおご都合につきましては、12日(金)までに事務局へご返信ください。

・5月23日(火)に富山電気ビルで行われます移動例会および創立20周年記念講演会ですが、当日はできるだけ公共交通機関等をご利用願います。

・5月のロータリーレートですが、1ドル110円に変更となっております。

ニコボックス

・新店オープンさせて頂きました

中井康博 さん

・クラブコンペ優勝してしまいました。

お世話役の村田さん、牛島さん、ご苦労様でした。

中井清志 さん

・14年例会出席お祝いを頂いて

大井山 さん

・皆出席表彰を頂いて

西尾 さん

・皆出席表彰、ありがとうございます

林清滋 さん・翠田 さん

・誕生日祝い、ありがとうございます

松波孝之 さん

- ・妻の誕生日祝いを頂き、ありがとうございます
- ・妻の誕生日祝いを頂いて
- ・結婚記念日のお祝いをいただいて
- ・結婚記念日祝をいただいて
- ・5/9遅刻おわび
- ・遅刻おわび
- ・早退おわび

伊 勢 さん  
山田直毅 さん  
相 川 さん  
戸 田 さん  
河 上 さん  
山 崎 さん・吉田誠 さん  
大井山 さん

卓 話 牧野隆子会員による卓話 「 書面添付制度をご存知ですか? 」  
閉 会 点 鐘 西尾会長

### 本日 第939回例会プログラム

2017年5月16日(火) 於：富山第一ホテル13階ルミエール  
山本 博士 会員による卓話 「 自己紹介 」

### 5月・6月の行事予定

- |          |                          |           |             |
|----------|--------------------------|-----------|-------------|
| 5月23日(火) | 移動例会および創立20周年記念講演会       | *100%出席例会 | 於：富山電気ビル    |
| 30日(火)   | 国際青少年交換学生による卓話           |           | 於：13階ルミエール  |
| 6月3日(土)  | 創立20周年記念式典および祝賀会         | *100%出席例会 | 於：3階飛鳥・白鳳の間 |
|          | *6日(火)の例会はございません         |           |             |
| 13日(火)   | 村山会員による卓話                |           | 於：13階ルミエール  |
|          | 例会終了後、理事役員会              |           | 於：5階藤の間     |
| 20日(火)   | ゲスト卓話                    |           | 於：13階ルミエール  |
| 27日(火)   | 下半期行事報告・退任挨拶・現新会長幹事バッジ交換 |           | 於：13階ルミエール  |

### お知らせ

#### ○例会変更

- |          |       |                               |
|----------|-------|-------------------------------|
| 5月18日(木) | 富山西RC | 早朝例会【富山電気ビル】9:30~13:30        |
| 31日(水)   | 富山中RC | 美術鑑賞例会【ホテルグランテラス富山】9:30~13:30 |

○ニコボックス累計金額 275件 1,268,0000 円

○ロータリー適用相場のお知らせ 1ドル 110 円

### 移動例会(100%出席例会)および創立20周年記念講演会のご案内

日 時：平成29年5月23日(火)

12:00~ 食事

12:30~ 例会(開会点鐘・幹事報告・諸事連絡等)

13:00~14:30 記念講演会：建築家 隈 研吾 氏

「未来に伝える街作り」(仮)

パネルディスカッション：隈 研吾 氏、富山市長

(コーディネーター：濱田 修 会員)



場 所：富山電気ビル5階

食事・例会：中ホール

記念講演会およびパネルディスカッション：大ホール



\*近隣の駐車場は大変混み合いますので、なるべく公共交通機関等をご利用願います。

## ◆牧野 隆子 会員による卓話◆



「 書面添付制度をご存知ですか? 」

### Q1 書面添付制度とはどんな制度ですか?

A 書面添付制度とは、税理士法第33条の2第1項に規定する制度です。具体的には、「税理士が決算書や申告書の作成に際し、どのような帳簿書類に基づいて**作成**し、**計算・整理**を行い、またどのような**相談**に応じたかを記載した書面を申告書に添付すること」をいいます。また、計算・整理に関して、顕著な増減事項や会計処理方法の変更等があった場合には、その内容や理由も記載することとされています。申告書に書面添付することは税理士に与えられた権利の一つです。

この制度は会計と税の専門家である税理士が、正確な決算書や申告書の作成により、企業の正しい経営状態を明らかにするとともに、税務行政の円滑化・簡素化に貢献する制度となっています。

### Q2 書面添付制度の効果にはどんなものがありますか?

A 申告書に書面添付があれば、その申告に至る内容を課税庁が書面で確認することができるので、実地調査対象の要否判断に積極的に活用されます。また、実地調査対象となった場合には調査の事前通知を行う前に税理士に対し「意見聴取」の機会を与えなければならないことが法律で決められているので、税理士に対する「意見聴取」の結果、疑問点が解消され要確認事項の整理ができれば実地調査に至らない場合があります。書面添付に積極的に取り組んでいる税理士事務所では調査が年々減少している傾向にあります。

### Q3 意見聴取とは何ですか?

A 書面添付制度に基づく意見聴取とは、申告書に書面を添付した税理士が税務代理権限証書を提出している場合に、実地調査が行われる前に税務当局の要請に基づき税務当局に出向き、「税理士自ら計算し整理し若しくは相談に応じた事項又は審査した事項につき」、調査官の質問に答え調査官の疑問点を解明することを目的として意見を述べることをいいます。

### Q4 申告書に書面添付がある場合には税務調査は省略されるのですか?

A 税務調査の事前通知前に税理士から意見を聴取したことによって、疑問点が解消し調査の必要がないと認められたときには実地調査に至らないことがありますが、書面添付が調査省略の前提としているものではありません。

### Q5 意見聴取の際に非違事項が指摘されて修正申告書を提出した場合に加算税はかかりますか?

A 意見聴取における質疑等は、実地調査前に行うものなので、意見聴取により修正申告書が提出されたとしても、実地調査前であれば加算税が賦課されることはありません。

### Q6 事前通知前の意見聴取の結果、実地調査が行われないこととなった場合の連絡はどのようにされますか?

A 税理士に対して「意見聴取についてのお知らせ」の文書により、「現時点では調査に移行しない」旨の連絡がされます。

### Q7 反面調査が行われる場合、その反面調査先の申告書に書面添付があるときは、その反面調査先の税理士に対して事前通知前の意見聴取は行われますか?

A 反面調査の場合には反面調査先の税理士に対する事前通知前の意見聴取は行われないこととなっています。

## Q8 書面添付のある申告書は全国でどれくらい提出されているのですか？

A 書面添付は主に法人税・消費税・所得税・相続税の各申告書の提出に際して添付されており添付割合は年々僅かに向上しています。最近の動向として相続税の申告書に添付される割合が増加しています。しかし全体的には書面添付割合は低く、課税庁側では税理士に対し書面添付の実施件数増加を目的とした研修会の開催などを毎年実施しているところです。

参考指標：税理士法33条の2に規定する書面添付割合（国税庁ホームページより） 単位：%

会計年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
所得税	—	1.0	1.1	1.1	1.2
相続税	6.5	7.3	8.9	11.8	13.6
法人税	7.4	7.8	8.1	8.4	8.6

<参考条文>

### 税理士法第33条の2第1項(計算・審査事項等を記載した書面の添付)

税理士又は税理士法人は、国税通則法に掲げる申告納税方式又は地方税法に掲げる申告納付若しくは申告納入の方法による租税の課税標準等を記載した申告書を作成したときは、当該申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を記載した書面を当該申告書に添付することができる。

### 税理士法第35条(意見の聴取)

税務官公署の職員は第33条の2に規定する書面が添付されている申告書をした者についてその租税に関しあらかじめその者に日時場所を通知してその帳簿書類を調査する場合において、当該租税に関し第30条の規定による書面を提出しているときは、当該通知をする前に、当該税理士に対し、当該添付書面に記載された事項に関し意見を述べる機会を与えなければならない。

添付書面が添付されている申告書について更正をすべき場合において、当該添付書面に記載されたところにより当該更正の起因となる事実につき税理士が計算し、整理し、若しくは相談に応じ、又は審査していると認められるときは、税務署長又は地方公共団体の長は、当該税理士に対し、当該事実に関し意見を述べる機会を与えなければならない。

(法律の条文は筆者の独断で一部省略しています。)

### 富山第2分区RC会員名簿についてのお願い

次年度の会員名簿の作成時期となりました。

記載事項に変更がある方、また写真を変更されたい方は、6月2日(金)までに事務局へご連絡願います。

なお、写真を変更されたい方は、2枚提出願います。

### 5月度理事役員会

#### 【審議事項】

1. 4月度会計報告
2. 4月13日(木)富山西RC・富山みらいRC合同観桜会収支報告

\*すべて承認されました

例会日：火曜日  
12時30分

例会場：富山第一ホテル

事務局：〒930-0082 富山県富山市桜木町10-10 富山第一ホテル5F  
TEL (076) 441-1737 FAX (076) 441-2824  
事務局携帯電話 090-5683-3660

E-mail: [info@toyama-mirai.net](mailto:info@toyama-mirai.net) URL: <http://www.toyama-mirai.net>